

調達要求番号：6NNK1AK0032

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
神町駐屯地 空調機点検整備役務	第 39 号	
	作 成	令和 8 年 5 月 11 日
	変 更	
	作成部隊等名	神町駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において実施する「神町駐屯地空調機点検整備役務」について適用する。

1.2 関連文書

建築保全業務共通仕様書及び機器メーカー仕様書

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊神町駐屯地 山形県東根市神町南 3 丁目 1 - 1

別図のとおり

2.2 役務対象

別表第 1 のとおり

2.3 役務内容

本役務は、神町駐屯地内に設置されている空調設備用冷熱源機器、空気調和等機器のシーズンイン・オン・オフ点検を実施するとともに、それに伴う整備及び不良個所の交換作業を行うものである。

3 一般事項

- 作業は契約後、可能な限り早期に実施するものとし、詳細工程は事前に監督官と協議した上決定する。
- 本役務に使用する資機材及び消耗品は全て請負側において準備する。
- 駐屯地内外の施設を破損または汚損させないよう十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負者の負担において原状へ復旧すること。
- 駐屯地内では監督官の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。

- e) 本役務内で使用する電気及び水はすべて請負側で用意するものとし、官側の電気及び水を使用する場合は、事前に官側へ水道・電気使用申請書を提出し、承認を受け契約担当官と契約のうえ使用するものとする。なお、仮設メーター設置等については、請負側の負担とする。

4 特記事項

- a) 本役務における役務対象、設置場所及びシーズンイン・オン・オフ点検の実施要領は別表第1に記載のとおりとする。
- b) 各種点検及び整備は別表第2の項目に基づき行うものとするほか、機器の各メーカー仕様を遵守し実施するものとする。
- c) 点検整備作業は事前に監督官及び使用部隊と調整の上、実施するものとする。
- d) 点検整備完了後、試運転を行い機器等に不具合がないことを確認し、点検結果報告書（様式任意）を監督官へ提出するものとする。
- e) 各種点検は以下の期間に実施することを基準とする。
 - (1) 冷房切替点検：6月上旬
 - (2) 冷房期間中機器総合点検：7月～8月
 - (3) 暖房切替点検：10月
- f) 各種点検において機器等の不具合が発見された場合は、早急に監督官へ報告するとともに本役務の範囲内で可能な応急処置を講じ復旧に努めるものとし、復旧が見込めない場合は、復旧作業に必要な作業の見積りを監督官へ提出するものとする。
- g) 本役務には、点検に必要な消耗品及び材料として、パッキン、潤滑油、ランプ及びヒューズ等を見込むものとし、材料費及び交換費は本役務に含まれるものとして請負側にて負担するものとする。
- h) 本役務終了後、1年以内に役務対象空調装置本体に不具合が生じた場合は、速やかに点検整備等を行うものとする。

5 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業状況写真（作業の前、中、後及び監督官の指示事項に基づき撮影）
- b) 別表第3「提出書類一覧表」及びその他、官側が提出を求める書類

6 その他

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。